

入札監理小委員会における審議結果報告 「環境省京都御苑の維持管理業務」

環境省京都御苑の維持管理業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

京都御苑の維持管理業務

- ①京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務
- ②苑内の維持管理として植生管理、清掃、巡視・利用指導、広報案内の各業務（以下「維持業務」という。）
- ③売店・飲食店、駐車場、運動施設等の運営を行う収益施設等管理運営業務（以下「収益業務」という。）。収益業務には、臨時の飲食・物販施設等の設置・管理運営等を行う事業（以下「自主事業」という。）を含む。

○事業期間

令和5年4月～令和8年3月末まで（3年間）【市場化テスト2期目】

○事業の目的

国を代表する品格のある庭園として、歴史的な資源・文化遺産を承継すること及び自然環境を適切に保全し、苑内利用者が安心して快適に利用できる環境を整備して、社会的価値・機能を保持しながら、国が管理する公園に相応しい、質の高い管理運営に資することを目的としている。

(2) 選定の経緯

競争性に課題があったことから、平成19年～29年まで公物分科会等のヒアリングにおいて、業務の対象範囲（収益業務を対象に入れるか）の検討及び市場化テストとして実施することの適否についても検討が重ねられ、平成30年基本方針において選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

○スケジュールについて

- 【論点】準備期間、特に業者決定から実際に事業を始めるまでの期間の確保
【対応】入札公告開始時期を1か月早め、1月下旬に開札、落札予定者決定後、引継期間を2か月以上確保できるスケジュールとした。
（【資料1-2】13/237頁）

3. その他の修正変更について

- 競争参加資格「役務の提供等」について、「A、B又はCの等級」を「A、

B、C又はDの等級」に緩和。(【資料1-2】10/237頁)

○総合評価項目について、提案項目の内容、配点を見直し、現受託者に有利となるような維持管理の定型業務に係る提案の項目をまとめ、配点を低くした。また、新規事業者が創意工夫の発揮を期待できそうな提案に係る項目の配点を高く設定した。(【資料1-2】17~18/237頁)

○サービスの質の設定において客観的かつ定量的な目標(業務の不備、イベントの企画・実施回数)を設定した。マネジメント業務に自然資源、歴史的遺構等の京都御苑の魅力を活用したイベントの企画業務を追加した。

(【資料1-2】5、93/237頁)

○入札参加希望者が資料(報告書、マニュアル等)を閲覧することを可能とした。(【資料1-2】22/237頁)

○コロナ禍での負担軽減(委託業務対象範囲の追加)

- ・収益業務において、1期目はコロナ禍における観光需要の縮小により収益が減少し、収益から経費と国有財産使用料を差し引いた利益は大幅に減少した。
- ・今期(2期目)は、収益業務の施設(運動場・駐車場・茶室)周辺の植生管理と清掃業務(第1期は収益業務として実施)を委託業務の実施範囲に変更し、委託費の増額を講じる。
- ・予算要求が成立しない場合は、今回変更予定の維持業務(委託業務)と収益業務の対象範囲は新しく整備された施設を除き、第1期目と同じ範囲に戻す。

○「京都御苑施設整備基本計画」に基づく変更(第1期も仕様書変更)

・主な追加業務

【広報案内業務】

- ・VR映像シアター(閑院宮邸跡収納展示館)(【資料1-2】148/237頁)

【清掃業務】

- ・京都御苑情報館(【資料1-2】117/237頁)
- ・デジタルサイネージ(5基)(【資料1-2】118/237頁)
- ・庭園管理清掃業務を追加(閑院宮邸跡、九條邸跡(九條池・拾翠亭)、近衛邸跡、桂宮邸跡、間之町口雨庭)(【資料1-2】125/237頁)

【収益業務】

- ・近衛邸跡休憩所 ※第654回小委(令和4年4月15日)。今期も継続。
- ・自動販売機1箇所(清和院休憩所内)

4. 実施要項(案)の審議結果について
実施要項(案)の修正を伴う意見はなかった。

5. パブリックコメントの対応について

令和4年10月14日から令和4年10月28日まで実施した結果、2者から12件の意見等があり、実施要項案事項の明確化(【資料1-2】25/237頁)、法律番号の追記、表記・字句等10件の修正を行った(【資料A-3】)。